

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 特定施設の設置許可申請
 - 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新
 - クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定
 - 道路の区域変更
 - 道路の供用開始
 - 岡山県収入証紙売りさばき人の指定の取消し
- 【公告】
- 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧
 - 平成二十六年年度砂利採取業務主任者試験の実施
 - 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

環境管理課

健康推進課

生活衛生課

道路整備課

〃

会計課

経営支援課

河川課

建築指導課

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第四百六十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年九月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 北興化学工業株式会社

住 所 東京都中央区日本橋本石町四丁目4番20号

氏 名 代表取締役社長 中島 喜勝

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 北興化学工業株式会社岡山工場

所在地 岡山県玉野市胸上402番地

平成26年9月5日 岡山県公報 第11616号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新 設	廃 止		
種	類	46-イ 水洗施設 R-6-11	46-イ 水洗施設 R-6-11		
能	力	8.0m ³ /h	8.0m ³ /h		
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに	-		
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後直ちに	-		
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後直ちに	-		
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間	連続24時間		
使用時に当該排水の最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	3.9	4.7	3.9	4.7
	p H	0.5~2.5	0.5~2.5	6~14	6~14
	C O D (mg/ℓ)	300	400	300	400
	S S (mg/ℓ)	33	57	33	57
	油 分 (mg/ℓ)	32	41	32	41
	T-N (mg/ℓ)	1,133	2,783	1,133	2,783
	T-P (mg/ℓ)	6	6	6	6
	大腸菌群数 (個/cm ³)	-	-	-	-
	ふっ素 (mg/ℓ)	-	-	-	-
	ほう素 (mg/ℓ)	-	-	-	-
	ベンゼン (mg/ℓ)	-	-	-	-
	ジクロロメタン (mg/ℓ)	-	-	-	-
	チウラム (mg/ℓ)	-	-	-	-
	1,4-ジオキサン (mg/ℓ)	-	-	-	-
アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/ℓ)	-	-	453.2	1113.2	

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

平成26年9月5日 岡山県公報 第11616号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更なし

(5) 排水口に関する事項

変更なし

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期 間 平成26年9月5日から同月26日まで

(2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び玉野市役所

◎岡山県告示第四百六十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

平成二十六年九月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を更新した医療機関

名称

所在地

更新年月日

日の出薬局イオンモール倉敷店

倉敷市水江一

平成二十六年九月一日

◎岡山県告示第四百六十三号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二第一項に規定するクリーニング師の研修及び同法第八条の三に規定する業務従事者に対する講習を次のとおり指定する。

平成二十六年九月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 主催者等の名称及び所在地

1 主催者の名称及び所在地

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

東京都港区新橋六丁目八番二号

2 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称及び所在地

公益財団法人岡山県生活衛生営業指導センター

岡山市北区石関町二番一号 岡山県総合福祉会館七階

電話番号（〇八六）二二二―三五九八

二 研修又は講習の開催年月日及び場所

1 開催年月日

平成二十七年一月十一日（日曜日）

2 場所

岡山市北区石関町二番一号 岡山県総合福祉会館

三 研修又は講習の科目及び時間

1 クリーニング師の研修

ア 衛生法規及び公衆衛生 一時間

イ 洗濯物の受取、保管及び引渡し 一時間

ウ 洗濯物の処理 一時間

エ 繊維及び繊維製品 一時間

2 業務従事者に対する講習

ア 衛生法規及び公衆衛生 一時間

イ 洗濯物の受取、保管及び引渡し 一時間

ウ 洗濯物の処理 一時間

エ 繊維及び繊維製品 一時間

四 受講料

- 1 クリーニング師の研修 五千円
- 2 業務従事者に対する講習 四千五百円

平成26年9月5日 岡山県公報 第11616号

◎岡山県告示第四百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 七曲井原線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
井原市高屋町字市場一四九八番八地先から 井原市高屋町字市場一四九九番三地先まで	新	一〇・〇 一・四	七・八
井原市高屋町字市場一四九八番八地先から 井原市高屋町字市場一四九九番三地先まで	旧	九・四 九・六	七・八

平成26年9月5日 岡山県公報 第11616号

◎岡山県告示第四百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	七曲井原線	井原市高屋町字市場一四九八番八地先から 井原市高屋町字市場一四九九番三地先まで	平成二十六年九月五日

◎岡山県告示第四百六十六号

岡山県財務規則（昭和六十一年岡山県規則第八号）第七十三条の規定により、平成二十六年八月二十五日付けで、次の岡山県収入証紙売りさばき人の指定を取り消した。

平成二十六年九月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

売りさばき人	所在地	浅口市鴨方町六条院中二九五五一
売りさばき場所	名称及び代表者の氏名	岡山西農業協同組合 六条院支店 支店長 渡辺 豊
売りさばき場所	浅口市鴨方町六条院中二九五五一	

〔四一四〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十六年九月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ダイキ総社東店・宮脇書店総社店

所在地 総社市井手出張一―一三―一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

(1) 名称 ダイキ株式会社

住所 愛媛県松山市美沢一丁目九―一

代表者の氏名 代表取締役 小島 正之

(2) 名称 有限会社ヒロシゲ文庫

住所 総社市井手一〇四九―一

代表者の氏名 代表取締役 三宅 誠一

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

ダイキ株式会社

（変更前）代表取締役 高橋 宰

（変更後）代表取締役 小島 正之

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

ダイキ株式会社

（変更前）代表取締役 高橋 宰

（変更後）代表取締役 小島 正之

4 変更年月日

平成二十六年五月二十六日

平成26年9月5日 岡山県公報 第11616号

二 届出年月日

平成二十六年八月二十五日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十六年九月五日から平成二十七年一月五日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

平成26年9月5日 岡山県公報 第11616号

〔四一五〕砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定により、平成二十六年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成二十六年九月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 試験場所

岡山市中区古京町一丁目一番一〇号

岡山衛生会館 第二会議室

二 試験期日

平成二十六年十一月十四日（金曜日）午前十時から正午まで

三 受験願書の受付期間

平成二十六年九月三十日から同年十月二十四日まで（郵送又は信書便の場合は、同日の消印又は通信日付印があるものまで受け付ける。）

四 受験願書の提出先

郵便番号 七〇〇一八五七〇

岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県土木部河川課

五 受験手数料

八、〇一〇円（受験願書に相当額の岡山県収入証紙を貼り付けて納付すること。）

六 その他

1 受験願書等及び試験実施案内書は、岡山県土木部河川課、各県民局建設部（各地域事務所を含む。）、岡山市都市整備局河川港湾課及び倉敷市建設局土木部土木課で交付する。

2 受験手続についての問い合わせは、岡山県土木部河川課（電話〇八六一二二六一七四七八）又は各県民局建設部（各地域事務所を含む。）に行うこと。

平成26年9月5日 岡山県公報 第11616号

〔四一六〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十六年九月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

浅口市金光町八重二四四―五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

浅口郡里庄町大字里見九七五八―五

安田 知行

三 許可番号

岡山県指令建指第一二八号